

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削り、同表奈良県立奈良高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良商工高等学校	奈良市
奈良県立国際高等学校	奈良市

第三条の表奈良県立西の京高等学校の項から奈良県立登美ヶ丘高等学校の項までを削り、同表奈良県立山辺高等学校の項の次に次のように加える。

奈良県立高田芸術高等学校	奈良市
--------------	-----

第三条の表奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削り、同表奈良県立桜井高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立商業高等学校	桜井市
------------	-----

第三条の表奈良県立大宇陀高等学校の項及び奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削り、同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立宇陀高等学校	宇陀市
------------	-----

第三条の表奈良県立大淀高等学校の項及び奈良県立吉野高等学校の項を削り、同表奈

良県立十津川高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良南高等学校	吉野郡吉野町、吉野郡大淀町
-------------	---------------

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の表の改正規定（同表奈良県立奈良高等学校の項の前に次のように加える

改正規定中	奈良県立奈良商工高等学校	奈良市
-------	--------------	-----

を加える部分、同表奈良県立山辺高等学校の項の次に次のように加える部分、同表奈良県立桜井高等学校の項の前に次のように加える部分及び同表奈良県立十津川高等学校の項の前に次のように加える部分に限る。） 平成三十三年四月一日

二 第三条の表の改正規定（同表奈良県立平城高等学校の項を削る部分、奈良県立登美ヶ丘高等学校の項を削る部分及び同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次のように加える部分に限る。） 平成三十四年四月一日

三 第三条の表の改正規定（同表奈良県立西の京高等学校の項を削る部分、同表奈良県立高田高等学校の項を削る部分、同表奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削る部分、同表奈良県立大宇陀高等学校の項を削る部分、同表奈良県立大淀高等学校の項を削る部分及び奈良県立吉野高等学校の項を削る部分に限る。） 平成三十五年四月一日

四 第三条の表の改正規定（同表奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削る部分及び同表奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削る部分に限る。） 平成三十六年四月一日